

知識探訪

多民族社会の横顔を読む

協力：日本マレーシア学会 (JAMS)

元最高裁長官サレー・アバスの死去

光成歩 (津田塾大学講師)

2021 年 1 月 16 日、マレーシアの最高裁判所 (現在の連邦裁判所) の元長官モハメド・サレー・アバス (Mohamed Salleh bin Abas) 氏が新型コロナウイルスへの感染により死去した。サレー氏は、マハティール政権下の 1988 年に、弾劾裁判にかけられ、罷免された人物である。同じ年には、サレー氏の弾劾手続きに抵抗した最高裁判事 5 人の弾劾裁判のうち 2 人の罷免、憲法の司法条項の改正も行われた。

88 年は、司法府がマハティール政権の攻撃を受けて分裂し、その地位や国民の信頼を弱めた「司法の危機」の年として記憶されている。

サレー氏は、29 年にトレンガヌ州で生まれ、戦後に英国に留学して法学を修めた。マラヤ (マレーシアの前身) が独立した 57 年に帰国して法務官僚となり、法務次官まで務めた後、79 年に裁判官に転身する。最高裁長官に就任した翌年の 85 年に、英国の最高裁 (枢密院) への上訴制が廃止されたことで、サレー氏は、国内訴訟の最終上訴機関となった最高裁の最初の長官となった。

サレー氏のように、行政職を経験した裁判官が多数を占めていたこともあり、司法府は政権の利益を擁護する傾向にあった。それでも、80 年代後半には、マハティール政権に対する訴訟が立て続けに起こされるなど、異議申し立ての場として司法府への期待が高まり、政権の主張を覆す判決も頻繁に出されるようになっていた。こうした判決にいら立ったマハティール首相 (当時) は、メディアなどで司法批判を展開し、また憲法の司法条項の改正に乗り出した。

88 年の憲法改正では、司法府に独自の権限を与える「連邦の司法権」という文言を削除し、裁判所の管轄と権限を連邦法の範囲内に限定する改正が加えられた (第 121 条第 1 項)。改正は、司法府の地位の明確な引き下げというよりは、司法府へのけん制を意図した象徴的なものとの見方が大勢である。

他方、この時の憲法改正では、マレーシア司法に波紋を投げ掛けることになる、別の変更が加えられている。第 121 条第 1 A 項の追加である。この条項は、ムスリム (イスラム教徒) の家族法などを扱う各州のシャリヤ (イスラム法) 裁判所の管轄について、高等裁判所および最高裁が管轄を持たないことを定めるものだ。

第 121 条第 1 A 項の追加は、イスラム的正当性が政治的争点となった 80 年代以降にマハティール政権が進めていた政策の一つである。ムスリム家族法改革により実定法の近代化を進めると同時に、これを運用するシャリヤ裁判所の審級制を整え、排他的な管轄を付

与したのである。このことは、高等裁判所を上訴審としてきたシャリヤ裁判所の司法体系における位置を大きく変えた。

「司法の危機」の文脈で言及されることは少ないが、この第 121 条第 1 A 項の追加も、憲法とイスラム法との関係に関するサレー氏の見解と鋭く対立するものだった。

サレー氏は 88 年、チェ・オマル憲法訴訟において、イスラム教を連邦の宗教と定めた憲法第 3 条が、連邦の儀式や公式行事に関する規定に過ぎず、同条を根拠に、連邦法にイスラム法との整合性を求めることはできないとの判断を示していた。憲法条文が修正されない限り憲法は世俗主義に立つとするこの裁判例は、現在に至るまで、イスラム法の位置を巡る憲法論争の参照点となっている。

対して、第 121 条第 1 A 項は、裁判所管轄の線引きという形で、新たにイスラム法を憲法内に位置付けるものであり、サレー氏によるチェ・オマル判決を乗り越え、憲法をイスラム主義的に解釈しようとする論者の足掛かりとなっている。

90 年代以降、第 121 条第 1 A 項を焦点とする訴訟は次第に増え、2000 年代には司法のイスラム化と呼ばれる判決の潮流が生まれた。18 年のインディラ・ガンジー判決、直近のロスリナ判決などではこの流れにも変化が見られるものの、憲法とイスラム法との関係を論じる上で、サレー氏による裁判例は言及され続けるだろう。

このように見ると、サレー氏の罷免は、マレーシアにおけるイスラム法の現在に通じる転換点をなしているのである。

< 筆者紹介 >

1982 年、岡山県生まれ。東京大学大学院総合文化研究科修了。学術博士。専門はマレーシアの地域研究で、イスラム司法の管轄問題、多民族社会における改宗と家族形成、脱植民地化期のムスリム女性の社会的地位、20 世紀後半のジャウィ (アラビア文字表記マレー語) 出版物などを研究テーマとしている。